

田北調理師専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は学校教育法及び調理師法施行規則及び「調理師養成施設指導ガイドライン」に基づき調理師に関する専門知識及び技能を修得させ、併せて職業若しくは實際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図り、心身共に健全な調理師を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は田北調理師専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は大分県大分市府内町2丁目3番23号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校はその教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 課程、学科、修学年限、定員及び休業日

(課程、学科、修学年限、定員)

第5条 本校の課程、学科、修学年限、及び定員は次の通りとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修学年限	入学定員	定員	備考
衛生専門課程	調理師科1年制	昼間	1年	70名	70名	
衛生専門課程 (職業実践専門課程)	調理師科2年制	昼間	2年	30名	60名	
高等課程	調理師科	昼間	1年	20名	20名	
高等課程	調理師科	夜間	1年6ヶ月	50名	100名	

(学年、学期)

第6条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

専門課程及び高等課程の学期は次の通りとする。

第一学期 4月1日から8月31日まで

第二学期 9月1日から12月31日まで 第三学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は原則次の通りとする。

- (1) 土曜日並びに日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業12月25日から1月6日まで
- (5) 春季休業3月21日から4月6日まで
- (6) その他学校長が必要と認めた日

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は別表1のとおりとする。

- 2 別表1に定める授業時数の1単位時間は50分とする。
- 3 授業時数を単位数に換算する場合には、30時間をもって1単位とする。

(始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

- 昼間部 ; 9:00～16:50
夜間部 ; 18:00～21:50

(教職員組織)

第10条 本校には次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 5名以上
 - (3) 非常勤講師 3名以上
 - (4) 事務職員 1名以上
- 2 学校長は校務を掌り所属教職員を監督する。

第4章 入学、在学年限、休学、復学、退学及び除籍

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 専門課程は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる学力があると認められた者。
- (2) 高等課程は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は学年の始めとする。

(入学手続)

第13条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書（別添）に必要事項を記入し第25条に定める検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して、必要に応じ次の選考試験を行う。
 - (ア) 書類選考
 - (イ) 学科試験
 - (ウ) 面接試験
 - (エ) 作文
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに第25条に示す入学金を納入して入学手続をとらなければならない。
- (4) 入学金はいかなる事情があっても返還しない。

(在学年限)

第14条 本校での在学年限は各科の修学年限の2倍を超えることはできない。

(休学、復学)

- 第15条 学生が疾病その他やむを得ない理由によって休学する場合は、診断書及びその事由を記し保護者連署のうえ、学校長に願出で許可を受けなければならない。
- 2 学校長は、前項の規定によるもののほか、健康上、その他必要があると認めるときは、休学を命ずることができる。
 - 3 休学期間は1年以内とし、在学期間には算入しないものとする。ただし、学校長が特別の理由があると認めるときは、更に1年以内の期間を限って休学を許可することができる。
 - 4 前項の者が復学しようとする場合は、学校長に届け出て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し保護者連署のうえ、学校長に願出で許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 学校長は、次の各号の1に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第14条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第15条に定める休学期間の限度を超えた者
- (3) 死亡、または長期間にわたり出席まならず、並びに行方不明となった者
- (4) 学納金等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(出席停止)

第18条 学生が感染症にかかり又はおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

第5章 単位の認定・成績評価及び修了認定・卒業、称号

(単位の認定・成績評価)

第19条 各学年ごとに修了すべき各教科科目について、1学期・2学期・3学期の定期学力試験を行う。ただし実習については、実習の内容をもって評価する。

- (2) 別表1に掲げる各科目の出席時間数が学則に定める時間数の80%に満たない者については、当該科目の定期学力試験を受験できない。したがって当該科目履修の認定はされない。
- (3) 単位修得は、出席状況、課題レポート、講義ノート、授業態度等を資料として試験により評価し、認定する。
- (4) 試験の成績は点数で表し、各科目とも100点満点としそれぞれ60点以上をもって合格とする。
- (5) 成績評価は次の4段階で評価する。

A (優)	100点 ~ 85点
B (良)	84点 ~ 70点
C (可)	69点 ~ 60点
D (不可)	59点 ~ 0点 (不合格で単位は認められない)
- (6) 前項のいずれかを欠く場合は単位評定会議で審議し、その措置を学校長が決定する。

(進級)

第20条 次の各号を全て満たしている場合は、その教科科目の単位を認め進級できる。

- (1) その教科科目の年間出席時数が学則に定める授業時間数の80%以上であること
- (2) 単位認定がなされた者
- (3) 前項のいずれかを欠く場合、又学年において修了すべき科目を修了しなくても、学校長が進級後の学習に支障がないと認める者

(卒業)

第21条 所定の修学年限以上在学し、第8条に定める全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。卒業証書を授与された者には調理師免許取得資格が与えられる。

(称号の授与)

第22条 前条により、衛生専門課程(職業実践専門課程) 調理師科2年制を修了した者は、専門士(衛生専門課程)の称号を授与する。

第6章 賞罰

(表彰)

第23条 成績優秀、品行方正にして他の学生の模範となる者は表彰することがある。

(懲戒)

第24条 学校長は本校の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者を懲戒することができる。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の番号の1に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 学校運営を不利に導く行為をした者

(4) 学校の秩序や社会的秩序を乱し、学生としての本分に著しく反した者

(5) その他特に学校長が在校継続を不可能と認めた者

第7章 学納金、入学金、入学検定等

(学納金、入学金、入学検定料等)

第25条 本校の授業料、入学金、入学検定料等は次のとおりとする

入学検定料 : 20,000 円

入学金 : 200,000 円

授業料(年額) : 520,000 円

実習費(年額) : 300,000 円

施設費(年額) : 110,000 円

第26条 既に納付した学納金等は、原則として返還しない。但し、入学前の入学辞退者は入学金を除いて返還する。

(休学・復学の場合の学納金)

第27条 休学期間中の学納金は徴収しない。ただし、学期途中で休学し、又は復学する場合は、休学又は復学の日の属する期分の学納金を納入しなければならない。

(退学又は停学等の場合の学納金)

第28条 退学又は停学若しくは停学解除の場合は、退学又は停学若しくは停学解除の日の属する期分の学納金を納入しなければならない。

(学納金の特例)

第29条 学校長は経済的理由により修学困難な学生、その他やむを得ない事情があると認められる学生に対し、学納金の特例を定めることができる。

第8章 その他

(健康管理、その他)

第30条 学生の健康管理に関して、健康診断は毎年1回実施する。その他健康管理に関する規定は、学校長が別に定める。

第31条 学生は本校所属の営造物もしくは財政を破損、又は亡失した時は相当の代価で弁償させることがある。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第32条 本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

2 通信教育課程（教育連携制度）製菓衛生師コース

附帯事業の種類	コース名	修業期間	面接指導時間	収容定員	入学資格
通信教育課程	製菓衛生師コース	1年	204	60名	中学以上を卒業した者

費用

入学金	レポート指導費	授業料	実習費	合計
8,000円	50,000円	50,000円	100,000円	208,000円

3 フードサービス実習（タキタ学生食堂）

厚生労働省より示された調理師法施行規則、「調理師養成施設指導ガイドライン」（昭和33年厚生省令第46号）平成27年4月1日施行されることに基づいて教科科目の1つにフードサービス実習が新設された。その一環として本校では「タキタ学生食堂」を附帯教育事業として行う。

目的：フードサービス産業の成り立ち及び動向を理解し、フードビジネスの運営管理を理解する。
また、飲食店等を想定し、メニュー開発、企画等を含めたシミュレーション実習を通して、実践的な技術を習得すると同時に学生の福利厚生にも寄与する。ただし、営利目的ではなく学習の一環として実施することを目的とする。

対象：学生及び一般の方々

メニュー：別に定める

価格：別に定める

第10章 細則

(細 則)

第33条 この学則の実施に必要な細則は、学校長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この学則は昭和55年4月1日より施行する。

(改 正)

- ・ この学則改正は平成8年4月1日より施行し、第二十条に関しては、平成7年より適用する。
- ・ この学則改正は平成17年4月1日より施行する。第六条、第九条に関して変更する。
- ・ この学則改正は平成20年4月1日より施行する。第十五条、第十六条、第十七条、第十八条に関して追加変更する。
- ・ この学則改正は平成21年4月1日より施行する。第十二条四項に関して変更する。
- ・ この学則改正は平成22年4月1日より施行する。留学生に関する附則を追加変更する。
- ・ この学則改正は平成23年4月1日より施行する。平成23年6月20日に行われた臨時理事会にて第十条に関して現行の教育基本法に基づく変更を承認する。
- ・ この学則改正は平成26年4月2日より施行する。第七条に関して変更する。
- ・ この学則改正は平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。